

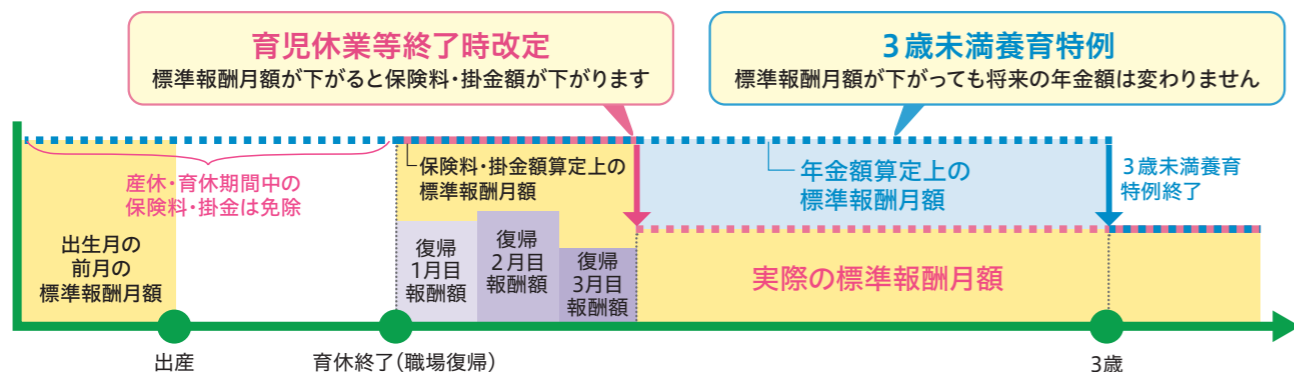
育児休業等終了時改定・3歳未満養育特例について

育児休業等から復職後、育児のため報酬額が下がった方^(※1)などの標準報酬月額を実際の報酬額に近づけるため、「**育児休業等終了時改定**」^(※2)を申し出ることによって、標準報酬月額を改定することができます。

この改定によって標準報酬月額が下がった場合であっても、「**3歳未満養育特例**」を申し出ることにより、年金の算定には養育開始前の高かった標準報酬月額を適用し、将来の年金額の減少を避けることができます。

今回は、「**育児休業等終了時改定**」と「**3歳未満養育特例**」について、問合せの多い内容にお答えします。

- ※1 例えば、育児部分休業・育児短時間勤務で給料月額などが減った方、引越などで通勤手当が減った方です。
- ※2 産前産後休業後に育児休業を取得せずに復職する場合は、「産前産後休業終了時改定」になります。



育児休業等終了時改定についてよくある Q & A

Q1 育児休業等終了時改定は、どのように行われますか？

A1 以下のア～エの要件をすべて満たした場合、**復職後3か月の報酬額の平均額**に基づいて標準報酬月額を改定します。

- ア 育児休業等を終了した組合員であること。
- イ 当該育児休業等を終了した日において、当該育児休業に係る3歳未満の子を養育していること。
- ウ 組合に育児休業等終了時改定の申出を行ったこと。
- エ 育児休業等を終了した日の翌日において、産前産後休業を開始していないこと。

※申出方法は、[公立学校共済組合東京支部ホームページ](https://www.kouritu.or.jp/tokyo/tetsuduki/kyosai/kakekinmenjyo/sanzensango_kaitei_moushide/index.html)をご覧ください。

Q2 育児休業等終了時改定を申し出る場合、一方、申し出ない場合はどうなりますか？

A2 **育児休業等終了時改定を申し出る場合**

復職後3か月の報酬額の平均額により算定した標準報酬月額が産前月の標準報酬月額より**1等級以上の差があれば**(等級が上がるとき、下がるときいずれも)、育児休業等終了時改定を実施します。終了時改定の結果、標準報酬月額が休業前より上がることもありますので、ご注意ください。

なお、申出をされても、復職後3か月の報酬額の平均額により算定した標準報酬月額が産前月の標準報酬月額と変わらない場合は、育児休業等終了時改定は実施しません。

育児休業等終了時改定を申し出ない場合

標準報酬月額は、次の定時決定または随時改定まで原則変わりません。

Q3 育児休業等から復職して数か月経過しましたが、申出は今からでも可能ですか？

A3 可能です。申出は育児休業等を終了した日から2年間は遡及できます。例えば復職後、4か月目に申出をされても育児休業等終了時改定の対象になります。

※短期組合員の厚生年金保険にかかる育児休業終了時報酬月額の変更については、日本年金機構ホームページ等でご確認ください。

3歳未満養育特例についてよくある Q & A

Q1 現在育児休業中ですが、3歳未満養育特例の申出はいつ提出したらよいのでしょうか？

A1 産前産後休業・育児休業の保険料等免除期間中は特例が適用されません。3歳未満養育特例は、**休業を終了し職場に復帰してから**、申し出てください。

Q2 父親で育児休業をしない場合でも養育特例の適用は受けられますか？

A2 受けられます。対象者は3歳未満の子を養育している父母で、養育特例を希望する組合員です。父母共に組合員の場合、父母共に適用となります。父親で育児休業を取らない場合は、子が出生した月の前月よりも、標準報酬月額が下がったときに申し出てください。

Q3 育児休業から復帰しても出産時と比べ標準報酬月額は下がりにくいです。3歳未満養育特例の申し出は必要ですか？

A3 養育特例は子が3歳未満の間適用されます。復帰後、子が3歳になるまでの間に、育児短時間取得・転居・異動等で標準報酬月額が下がる可能性がある場合は、申し出てください。下がる場合は申出の必要はありません。なお、標準報酬月額については所属の担当にお問合せいただくか、給料明細書でも確認できます。

Q4 申出書に子のマイナンバーの記載をすることにより、「住民票」の添付を省略できますか？

A4 同居を確認するために「住民票」の添付を要していましたが、申出書に子のマイナンバーの記載があれば「住民票」を省略できるようになりました。子のマイナンバーにより、住民票情報の提供を各自治体より受けることができるようになったためです。(地方公務員等施行規程第190条関係) なお、子のマイナンバーの記載があっても、何らかの事情で住民票情報の提供を受けられない場合は「住民票」を提出していただくことがあります。

3歳未満養育特例申出に関する注意

3歳未満養育特例の申出に必要な添付書類

申出には次の書類(発行から90日以内のもの、確認後返却します。)が必要です。 ※状況によっては下記書類以外にも提出が必要な場合があります。

- **同居を確認するための「住民票」**(組合員と該当の子の双方が記載されたもの、または「世帯全員」の記載があるもの。特例開始日以降に発行されたもの。) ただし、申出書に子のマイナンバーの記載がある場合は、「住民票」を省略できます。(Q4参照)
- **親子関係を確認するための「子の戸籍抄本」または「戸籍謄本」(戸籍事項証明書)** ただし、申出する**組合員が育児休業等を取得した場合、または該当の子を被扶養者にした場合**は、「戸籍謄本」等を省略できます。

「3歳未満養育特例の適用を終了する届出書」の提出が必要な場合

- 特例を受けている該当の子が3歳になる前に次のとき、特例を終了する届出が必要です。
- 次の子等の産前産後休業・育児休業(保険料等免除)を開始したとき
- 特例を受けている子が3歳前に死亡または別居などで養育しなくなったとき

※短期組合員の3歳未満養育特例については、日本年金機構のホームページ等でご確認ください。

問合せ先 育児休業等終了時改定について 福利厚生課経理担当 ☎ 03-5320-6822 3歳未満養育特例について 給付貸付課年金担当 ☎ 03-5320-6828